

# 第1章 プラン策定の背景

## 1. 世界の動向

国際連合は、昭和50(1975)年を「国際婦人年」とし、それに続く10年を「国際婦人の10年」と定めました。これを契機として各国で、女性の地位向上をめざす取り組みが進められました。

昭和55(1980)年には、コペンハーゲンで開かれた世界女性会議において、「女子差別撤廃条約」に日本を含む57カ国が署名をし、各国で批准に向けた国内法などの整備が行われました。

昭和60(1985)年のナイロビでの世界会議において10年間の評価を行い、成果をさらに継続させるための「ナイロビ将来戦略」が採択されました。

平成7(1995)年には、北京で開かれた世界女性会議において、「ナイロビ将来戦略」の見直しと重大問題領域における女性のエンパワーメントについての課題として「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。さらに、平成12(2000)年にニューヨークで開かれた国連特別総会「女性2000年会議」では、夫・恋人等からの暴力に関する立法や適切な仕組みの強化等、女性に対する暴力に関する多くの取り組みが提案されました。

## 2. 国の動向

国においては、昭和52(1977)年に初の「国内行動計画」が策定され、以後、国際連合を中心とした国際的な動きを受けて、男女間の差別撤廃に向けた取り組みが進められてきました。そして、昭和60(1985)年に「女子差別撤廃条約」、平成7(1995)年に「家庭的責任を有する労働者条約(ILO156号条約)」が批准されました。

平成11(1999)年には、男女共同参画社会の実現をわが国の社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野における取り組みを総合的に推進していくことを目的とした「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。

平成12(2000)年には、「男女共同参画社会基本法」に基づき「男女共同参画基本計画」が策定され、平成17(2005)年、国内外の様々な状況の変化に伴い、これまでの男女共同参画に関する取り組みを評価・総括し、「男女共同参画計画(第2次)」が策定されました。

### 3．大阪府の動向

大阪府においては、昭和56（1981）年に第1期行動計画「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」の策定をはじめとして、昭和61（1986）年には「女性の地位向上のための大阪府第2期行動計画 - 21世紀をめざす大阪府女性プラン」、平成3（1991）年には「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画 - 女と男のジャンプ・プラン」が策定され、男女共同参画を推進するための施策が進められました。

また、平成11（1999）年に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」に基づいて、平成13（2001）年には「おおさか男女共同参画プラン」が策定されました。さらに、平成14（2002）年には、男女共同参画の推進に関し、基本理念や府、府民、事業者の責務を定めた「大阪府男女共同参画推進条例」が施行されました。

### 4．羽曳野市の動向

本市においては、世界や国、大阪府の動向に合わせて、まず、昭和63（1988）年に、市役所内部の庁内体制として、羽曳野市女性対策連絡会議を設置し、女性政策の取り組みを始めました。その後、平成元（1989）年には、企画財政部企画課に女性政策係を設置し、行政組織としての取り組みに着手しました。

平成6（1994）年には、女性問題に対する市民意識の実態を把握するために「市民意識調査」を行うとともに、平成7（1995）年には関係団体から女性政策に関する意見を求めるために「はびきの女性プラン策定にともなう公聴会」を開催し、本市における女性施策の現状と今後の方向性を検討しました。平成8（1996）年、「羽曳野市女性行動計画はびきのピーチプラン」を策定し、「ともにつくる共同参画社会」「男女平等実現への意識改革」「ライフステージにそった社会環境の整備」を大きな柱として、男女共同参画社会を実現するための取り組みを行いました。

「羽曳野市女性行動計画 はびきのピーチプラン」は、平成17（2005）年度末に10年間の計画年度が終了しましたが、この間、男女平等意識改革への啓発や男女共生教育の推進、女性の自立を支援するための制度やサービスの充実など、本市の男女共同参画への取り組みは一定の成果をあげてきました。

しかしながら、平成18（2006）年に本市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、市民意識調査）によると、「全体としての男女の地位」について「平等である」と感じる人の割合は、女性9.1%、男性22.6%と男女間に大きな認識の違いがあることがわかりました。また、大阪府による「男女共同参画に関する府

民意識調査」(平成16(2004)年)の結果(女性11.6%、男性22.4%)や、内閣府による「世論調査」(平成16(2004)年)の結果(女性14.9%、男性26.1%)と比較してみると、本市の男女間の認識のひらきが大きいことと、平等であると感じている女性の比率が少ないことがわかります。

長期にわたる経済の低迷とそれともなう雇用・就労環境の悪化、インターネットの普及などによる情報化の進展、少子・高齢化の進行や家族形態の多様化、地域社会の希薄化など、社会を取り巻く情勢が大きく変わってきています。さらに、ドメスティック・バイオレンス やセクシュアル・ハラスメント、児童虐待など暴力に関する社会問題は年々深刻なものになっており、子育てや介護問題についても将来への不安が増大しています。

本市では、これら多岐にわたる分野の問題を、男女共同参画の視点で、継続的・横断的に取り組むため、羽曳野市男女共同参画推進本部を平成18(2006)年に設置するとともに、市民の男女共同参画に関する意識やニーズを的確に把握し、新たなプラン策定のための基礎資料とするため、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

また、平成19(2007)年には、羽曳野市男女共同参画推進懇話会(以下、懇話会)に「羽曳野市男女共同参画プランの策定にあたっての提言」を求めました。これらの意識調査や提言を踏まえ、新たなプラン策定にむけ、羽曳野市男女共同参画推進本部で審査の場を持ちました。さらに、プランの素案を市広報紙やホームページ上で公開し、広く市民の方々よりパブリックコメントを求め、プランを策定しました。